

消費者トラブル注意情報～令和8年2月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス^{※1}をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年2月13日調査分)

商品・サービス	相談内容の例 ^{※2}	助言
メガネ (ネット通販のトラブルなど)	SNSの広告で、国内の有名な生産地で作られたメガネが格安で販売されていたため注文したところ、広告とは異なる粗悪品が外国から届いた。	国内のご当地ブランド・老舗ブランドを騙った詐欺広告であり、メガネのほかにも鉄器、フライパン、刃物、革製品などで同様の事例が確認されています。 SNSの広告を鵜呑みにせず、メーカーの公式サイト等で商品内容を確認した上で購入するようにしてください。また、異なる商品が届いた場合は、まずは販売者に連絡し、必要に応じて最寄りの消費生活センターに相談しましょう。 (参考)消費者庁ホームページ
不動産貸借 (契約更新に関するトラブルなど)	賃貸アパートの更新時期が近づき、貸主から家賃値上げの連絡が来た。住み続けるには合意するしかないが、どうしたらよいか。	借地借家法では、貸主は、近隣の類似物件と比べて不相当に安いなどといった理由がある場合は家賃の増額を請求できるとされています。 ただし、家賃の変更は貸主・借主双方の合意が必要となりますので、値上げに納得できない場合は、値上げの理由や金額、時期について貸主や管理会社と話し合ってみましょう。
頭髮用化粧品 (定期購入のトラブルなど)	動画の広告を見て育毛剤を注文した。1回のつもりだったが2回目が届いた。高額だったので返品したいが電話が繋がらない。	事業者へ解約の電話をしても繋がらない場合、電話した履歴など連絡した証拠を必ず残しましょう。曜日や時間帯を変えて、諦めず繰り返し連絡してください。もし解約可能な期間を過ぎてから事業者と連絡がついた場合でも、解約できる期間内に連絡した証拠を提示し、解約交渉を行いましょう。困った時は最寄りの消費生活センターに相談してください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について
商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。
(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合
※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#)⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー&ネリー
～Stop the 立き寝入り～

■引越トラブルにご注意！

全国の消費生活センターに、引越トラブルに関する相談が寄せられています。
相談事例には、「引越業者に壁や家具に傷をつけられた」などの傷に関するものや、「見積時には、追加費用の説明がなかったが、引越当日になって追加費用を請求された」などの契約に関するものがあります。
このような引越に関するトラブルは、新生活を迎える3月から4月に増加する傾向にあります。注意しましょう。
詳しくは⇒[国民生活センター](#)